

(様式 1-3)

福島県(浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	災害公営住宅整備事業(幾世橋地区)(基金型)	事業番号	(1)-1-1
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(1,383,038(千円)) 2,877,434(千円)		全体事業費	2,877,434(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。					
事業概要					
平成 26 年 8 月の意向調査結果に基づき、帰還の意思があり、かつ災害公営住宅への入居を希望している町民向けに災害公営住宅 85 戸(うち津波被災者分 16 戸)を建設する。 1 工区 22 戸、2 工区 63 戸と工区分けを行い、段階的に整備することで早期完成を目指す。 【浪江町復興計画(第一次)】 6. ふるさとを再生していくための取組み 3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備 (2) 生活環境の整備、市街地の再生 ○町内復興公営住宅の早期設置 ・自宅にすぐに帰還できない方(津波被災者を含む)についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます 【浪江町復興まちづくり計画】 Ⅲ 復興まちづくり方針 1 避難指示解除に向けたまちづくり方針(平成 29 年 3 月までに準備するもの) (5) 住宅の確保 ③復興公営住宅の整備による住宅の確保 ・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します ※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回整備する災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度～平成 29 年度> 【1 工区分(22 戸整備)】(前回申請分) ・造成工事 ・建築実施設計 ・建築工事 【2 工区分(63 戸整備)】(前回申請分) ・造成工事 【2 工区分(63 戸整備)】(今回申請分) ・建築実施設計 ・建築工事					

地域の帰還環境整備との関係

当該整備地域は、まちづくり計画における「復興拠点の中心」としている国道6号沿線に位置しており、付近への仮設商業施設整備、福祉関連施設整備、小中学校の再開等が検討されている。これらの生活関連施設と住宅の整備により、帰還環境の整備が進むものである。

関連する事業の概要

復興交付金事業である津波被災者の防災集団移転先地の整備（宅地7区画）が、同一エリアに予定されている。造成については防災集団移転促進事業と合わせて実施していく見込みである。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	災害公営住宅整備事業(幾世橋地区) 関連道路整備等事業(基金型)	事業番号	◆ (1) -1-1-2
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(278,187(千円) 312,053(千円)		全体事業費	312,053(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
帰還に向けた住宅環境整備として浪江町災害公営住宅(幾世橋地区)の整備を進めている。このような中、周辺道路の幅員拡幅や住宅団地内道路(整備後に町道認定)の整備等を行い、住宅団地の住民が安全かつ効率的な交通ができるような環境を整えることで入居促進を図り、更には町民の帰還意欲を高めることを目標とする。					
事業概要					
浪江町災害公営住宅(幾世橋地区)の外周道路の幅員拡幅、及び住宅団地内の道路整備等を行う。					
【浪江町復興計画(第一次)】					
6. ふるさとを再生していくための取組み					
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備					
(2) 生活環境の整備、市街地の再生					
○町内復興公営住宅の早期設置					
・自宅にすぐに帰還できない方(津波被災者を含む)についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針(平成 29 年 3 月までに準備するもの)					
(5) 住宅の確保					
③復興公営住宅の整備による住宅の確保					
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します					
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回整備する災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度～平成 29 年度>					
浪江町災害公営住宅(幾世橋地区)の整備に付随する道路整備、集会所用地造成を行う。					
・集会所用地造成工事					
・道路舗装等					
・集会所実施設計業務(今回申請)					
・集会所建築工事費(今回申請)					
・集会所建築許認可手数料(今回申請)					

地域の帰還環境整備との関係	
<p>災害公営住宅（幾世橋地区）団地の関連道路等を整備することで、付近に整備予定の仮設商業施設整備、福祉関連施設整備、小中学校の再開等との安全なアクセスによる利便性向上がなされることから、入居促進が図られ、更には帰還意欲を高め復興促進につなげるものである。</p>	
関連する事業の概要	
<p>浪江町災害公営住宅整備事業（幾世橋地区）</p> <p>平成26年8月の意向調査結果に基づき、帰還の意思があり、かつ災害公営住宅への入居を希望している町民向けに災害公営住宅85戸（うち津波被災者分16戸）を建設する。</p> <p>防災集団移転事業</p> <p>復興交付金事業である津波被災者の防災集団移転先地の整備（宅地7区画）が、同一エリアに予定されている。造成については防災集団移転促進事業と合わせて実施していく見込みである。</p>	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1)-1-1
事業名	浪江町災害公営住宅整備事業（幾世橋地区）
交付団体	浪江町
基幹事業との関連性	
<p>浪江町災害公営住宅（幾世橋地区）団地の内外道路等を整備することで安全かつ効率的な交通環境を整える。これにより、団地の入居者が安心して居住できるようになることから、入居促進及び帰還意欲の向上を図るものである。</p>	

(様式1-3)

福島県(浪江町)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成29年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	浪江町中心市街地再生検討事業	事業番号	(1)-10-2
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(31,115(千円)) 45,497(千円)	全体事業費	45,497(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>JR 浪江駅周辺、新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、地震の被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在は、被災家屋等の解体作業が進んでおり、今後、建物が点在するような街並みになっていくこととなる。また、町民の帰還に対する意向も様々であり、避難指示が解除されても利用されない住居・店舗等が多数点在することが懸念される。</p> <p>このような中においても、既存中心市街地の再生は、浪江町の復興の核として欠かすことのできないものであり、町民の帰還を後押しするためにも重要な取り組みである。本業務の実施により、帰還者数及び交流人口の増加、魅力的なまちづくりの形成を目標とするものである。</p>					
事業概要					
<p>既成市街地の再生に向け、課題抽出を行い、住民意向を把握したうえで、再生の方針を関係者と共に検討する。これらを通して中心市街地再生計画について検討する。(平成28年度)</p> <p>平成29年度においては、平成28年度中に策定予定の「浪江町中心市街地再生計画」に基づき、町の商工業・文化等の中心として重要な役割を担う中心市街地について再生の「具体的な手法」「実施事業」を検討する。また、関係者(住民・権利者・関係団体)と協議を行うことにより、より具体的な整備方針及び実施事業を決定する。</p>					
<事業内容>					
(平成28年度)					
①現状と課題の整理					
②中心市街地再生計画の検討方針の設定					
③検討組織の運営支援					
④中心市街地再生の実現化方策の検討					
(平成29年度)					
①浪江町中心市街地再生計画に基づく実施計画の策定					
②実施計画策定のための検討会運営(計6回程度を想定)					
③懇談会におけるファシリテート業務					
<本事業の位置づけ>					
【浪江町復興計画(第一次)】					
6 ふるさとを再生していくための取組み					
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備					
(2) 生活環境の整備、市街地の再生					
②中心市街地の再生					
・市街地を再生させるため、住民ワークショップなどを開催し、その結果をまちづくりに活かすことでより魅力的なまちづくりを行います。					
・町民の理解を得たうえで中心市街地の再編成についても検討していきます。					
【浪江町復興まちづくり計画】					
II 復興まちづくりの考え方					
2 復興まちづくりにあたって					
(5) 既成中心市街地の考え方					

既成中心市街地は、これまで浪江町の商工業・文化等の中心として重要な役割を担ってきましたが、地震による建物の被害が大きいなど、早期に元の機能を回復することが難しいと考えられています。しかし、魅力的な中心市街地をつくることは、浪江町の復興の核として欠かすことができない重要な要素です。既存中心市街地の建物被害調査実施及び所有者の利用意向の把握、解体による除染手法の導入等を実施し、有効な土地利用について住民・権利者・関係団体等との協議のもと、整備方針を決定していきます。

当面の事業概要

<平成28年度>
 中心市街地再生検討事業
 浪江町中心市街地再生計画の策定（基本理念、目標、実現する将来像、短期・中期的な施策、実施事業の方向性の検討など）

<平成29年度>
 中心市街地再生実施計画策定事業
 浪江町中心市街地再生計画に基づく実施計画・アクションプランの策定（短・中期的に実施するべき事業の実現化の検討など）

地域の帰還環境整備との関係

中心市街地の再生は、浪江町の復興の核になるものであり、本事業は、町民の帰還はもとより、その後の町の復興・発展に大きく関わるものである。

なお、現在既成中心市街地に隣接した地域に、災害公営住宅等、交流情報発信拠点整備等の整備が進められているが、これらの施設との関係も調整しつつ検討を行うものとする。

関連する事業の概要

同上

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	浪江町道路整備事業 (一里檀大町線) (基金型)	事業番号	(1)-11-6
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(58,160 千円) 232,051 (千円)		全体事業費	1,298,263 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>平成 29 年 3 月の避難指示解除に向けて、災害公営住宅整備事業による住宅団地整備や教育施設の整備、請戸漁港の復旧、産業団地の整備等の各種復旧・復興の事業が進んでいる。その中で各施設へのアクセス道路を一体的に整備することにより、帰還した住民の安全性と利便性の確保を図る。</p> <p>本事業により復興拠点施設が集中する幾世橋地区の各種整備事業の復旧・復興事業の加速に大きく寄与することにより、住民の帰還促進に繋げる。</p>					
事業概要					
<p>防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業で整備される幾世橋地区住宅団地に居住する住民の交通に関する安全性と利便性を確保できるように各種事業と一体的にアクセス道路の整備を行い、帰還する住民の利便性を高める。</p> <p>整備概要</p> <p>一里檀大町線 (仮称) : L=1.45km W=9.75m (うち、橋長 123m)</p> <p>幾世橋 ~ 幾世橋地区住宅団地 ~ 北幾世橋地区住宅地</p> <p>各種計画</p> <p><浪江町復興まちづくり計画 Ⅲ復興まちづくり方針 15頁></p> <p>(1) インフラの復旧・整備 ①道路関係 【その他の道路】(35頁のイメージ図参照)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 28 年度></p> <p>(第 14 回申請)</p> <ul style="list-style-type: none">・不動産鑑定業務委託費、物件移転補償費算定業務委託費・用地取得費、物件移転補償費・分筆登記業務委託費、所有権移転登記業務委託費 <p>※復興事業である幾世橋地区住宅団地の接道条件を確保しなくてはならないため、道路拡幅事業を速やかに行う必要がある。</p> <p>また、交差点～北幾世橋住宅地区間については、橋梁設計に合わせた道路設計が完成した後に、用地取得費・物件移転補償費の申請を行う予定である。</p> <p><平成 29 年度></p> <p>用地測量</p> <p>(第 16 回申請)</p> <ul style="list-style-type: none">・用地取得、物件移転補償 (交差点～北幾世橋住宅地区間) <p>※道路設計及び橋梁設計の予備設計完了により道路線形が確定したため、当該部分の申請を行う。</p>					

地域の帰還環境整備との関係

浪江町で進んでいる各種復旧・復興事業を結ぶ道路を他の環境整備事業と一体的に整備する事により、相互間通行の安全性と利便性が大きく向上する。それにより帰還した住民のコミュニティを再生、維持することが可能となる。また、帰還に向けた各事業の事業予定地へのアクセスを確保し相互間通行を効率化することにより、それぞれの事業の実施効率が向上し、浪江町の復旧・復興事業が大きく加速されることが期待できる。

関連する事業の概要

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	61	事業名	浪江町道路整備事業(大平山来福寺東線)(基金型)	事業番号	(1)-11-7
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		34,241(千円)	全体事業費	249,285(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>平成 29 年 3 月の避難指示解除に向けて、災害公営住宅整備事業による住宅団地整備や教育施設の整備、請戸漁港の復旧、産業団地の整備等の各種復旧・復興の事業が進んでいる。その中で各施設へのアクセス道路を一体的に整備することにより、帰還した住民の安全性と利便性の確保を図る。</p> <p>本事業により復興拠点施設が集中する幾世橋地区の各種整備事業や東日本大震災の被害の爪痕が未だにそのまま残っている津波被災地の復旧・復興事業の加速に大きく寄与することにより、住民の帰還促進に繋げる。</p>					
事業概要					
<p>防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業で整備される大平山地区住宅団地、幾世橋地区住宅団地に居住する住民の交通に関する安全性と利便性を確保できるように各種事業と一体的にアクセス道路の整備を行い、帰還する住民の利便性を高める。</p> <p>整備概要 大平山来福寺東線(仮称): L=0.88km W=9.75m 大平山地区住宅団地 ~ 幾世橋地区住宅団地</p> <p>各種計画 ＜浪江町復興まちづくり計画 Ⅲ復興まちづくり方針 15頁＞ (1) インフラの復旧・整備 ①道路関係 【その他の道路】(35頁のイメージ図参照)</p>					
当面の事業概要					
<p>＜平成 29 年度＞</p> <ul style="list-style-type: none">・不動産鑑定業務委託・用地取得、物件移転補償・分筆登記業務委託、所有権移転登記業務委託					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>浪江町で進んでいる各種復旧・復興事業を結ぶ道路を他の環境整備事業と一体的に整備する事により、相互間通行の安全性と利便性が大きく向上する。それにより帰還した住民のコミュニティを再生、維持することが可能となる。また、帰還に向けた各事業の事業予定地へのアクセスを確保し相互間通行を効率化することにより、それぞれの事業の実施効率が向上し、浪江町の復旧・復興事業が大きく加速されることが期待できる。</p>					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	62	事業名	浪江町道路整備事業（小熊田宮田線）（基金型）	事業番号	(1)-11-8
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	77,740（千円）		全体事業費	647,747（千円）	

帰還環境整備に関する目標

現在町は、平成 29 年 3 月の避難指示解除に向けて復興・復旧を加速度的に進めているところであるが、その中で浪江町北産業団地整備事業は「浪江町復興まちづくり計画」で「雇用創出エリア」に位置づけられており、そのエリアから国道 6 号へのアクセス道路の整備により、「雇用創出エリア」としての機能向上を図ることで、住民の雇用促進を確保し、帰還促進を図る。

事業概要

本事業は、「浪江町復興まちづくり計画」で「雇用創出エリア」に位置づけられている浪江町北産業団地整備事業地内から、重要幹線である国道 6 号をつなぐアクセス道路の整備を行い、雇用創出エリアとしての機能を高める。

整備概要

町道小熊田宮田線 L=800m W=6.5m (11.0)

浪江町北工業団地 ~ 国道 6 号線

各種計画

<浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）>

P.29 Ⅲ復興まちづくり方針 1 避難指示解除に向けたまちづくり方針

(9) 双葉郡北部の復興拠点の整備

P.34 Ⅲ復興まちづくり方針 2 避難指示解除以降のまちづくり方針

(6) 産業の再生・創出

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 29 年度>

- ・不動産鑑定業務委託、立木補償算定業務委託
- ・用地取得、物件移転補償
- ・分筆登記業務委託、所有権移転登記業務委託

地域の帰還環境整備との関係

この道路に連結する浪江町北産業団地整備事業地内は「雇用創出エリア」として、双葉郡北部の産業拠点として若い世代が期待を持てる産業創出の中心となる場所であり、アクセス道路の整備によって「雇用創出エリア」としての機能向上を図る。

関連する事業の概要

・浪江町北産業団地整備事業 A=6.3ha

本事業により道路を整備し接続させることによって、浪江町北産業団地整備事業地内にできる「雇用創出エリア」から国道 6 号へのアクセス道路となる。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	浪江町埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	(1)-17-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	18,892 円（千円）		全体事業費	18,892 円（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
避難指示区域内において復興拠点など帰還に向けた環境整備を進めるに際し、埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」とする。）の存在可能性の有無やその範囲・内容（性質や年代）等を明らかにするため、分布調査及び試掘・確認調査を実施し、開発事業に伴う埋蔵文化財の適切な処理に資することを目的とする					
事業概要					
町内の帰還に向けた環境整備を行うにあたり、開発予定地内における埋蔵文化財の遺跡の可能性の有無やその範囲・内容を早急に明らかにし、円滑な事業計画推進に寄与する。					
1 分布調査 専門職員が遺跡の該当可能性を現地で確認し、「遺跡が存在する」「試掘調査の実施により遺跡の有無を確認する必要がある」「遺跡の可能性が極めて低い」等の調査結果を導く。					
2 試掘・確認調査 分布調査の結果の確実性を高めるため、人力又は重機を使用して細長い坑（トレンチ）を掘り、遺構（生活痕跡）、遺物（生活道具類）を確認する調査を実施し、遺跡の有無や範囲等を把握する。周知の遺跡の場合は確認調査を実施し、範囲や内容を把握する。 以上の調査の結果作成した資料を活用して開発側との協議を早急に実施し、遺跡保存のための可能な範囲での工法や設計の変更を図り、記録保存の本発掘調査が発生した場合においても調査が必要最小限に収まるよう調整を図る。					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> 北棚塩ロボット関連産業団地整備事業、北産業団地整備事業 浪江町道路整備事業（小熊田宮田線）における分布調査及び試掘調査					
地域の帰還環境整備との関係					
浪江町で進んでいる各種復旧・復興事業を加速化させるためには、埋蔵文化財に係る各種調査を速やかに遂行することが求められる。埋蔵文化財発掘調査事業は帰還後の生活再建支援のための環境整備を促し、当地域の生活再建を促進させる。					
関連する事業の概要					
北棚塩ロボット関連産業団地整備事業、北産業団地整備事業 浪江町道路整備事業（小熊田宮田線）					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式1-3)

福島県(浪江町)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成29年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	浪江町飲料水等安全確保支援事業	事業番号	(2)-19-1
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(20,537(千円)) 71,880(千円)		全体事業費	71,880(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
帰還する町民が安心して生活するためには、放射性物質に対して安全・安心して利用できる飲料水及び生活用水の確保が必須である。浪江町では、上水道が整備されているところであるが、一部、井戸水や沢水を利用していた世帯があり、こういった方々が安心して帰還できるよう、井戸を整備することにより飲料水及び生活用水を確保する。					
事業概要					
放射線や放射性物質への不安を払拭し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的として、町内の上水道が供給されていない世帯のうち帰還意向のある世帯に対し、放射線を取り込まない措置として、新規の井戸掘削による安全・安心な飲料水及び生活用水の確保を実施する。					
※復興計画等上の位置付け					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅱ 復興まちづくりの考え方					
2 復興まちづくりにあたって					
(1) 段階的なまちづくりの推進					
① 避難指示解除に向けた取り組み(平成29年3月まで)					
・安心して生活できる環境を確保するため、放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減を図ります。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成29年度>					
・井戸掘削及びポンプ設置工事 10世帯					
地域の帰還環境整備との関係					
住民の帰還に向けて、放射性物質が飲料水、生活用水に混入する不安払拭のための措置を講じるものである。除染後においても、更なる生活環境の快適性と線量低減効果が同時に期待できるような、きめ細かい生活環境の向上を図ることにより、浪江町の復興・再生に資するものである。					
関連する事業の概要					
個人線量計による外部被ばく線量測定事業、WBCによる内部被ばく検査事業などと併せて、放射線や放射性物質に対する帰還住民の不安の解消を図る。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	外部被ばく線量測定事業	事業番号	(3) -23-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(396,504（千円） 502,792（千円）		全体事業費	1,208,032（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を各放射線に関する検査を実施することにより解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。					
事業概要					
<p>不要な被ばくをさせないためにバッジ式線量計を配布し積算線量を測定し健康管理を行う。</p> <p>バッジ式線量計発送⇒測定（3ヶ月）⇒回収⇒報告書発送のサイクルで通年測定を行う。第1四半期の発送は前年度に完了しているが、来年度の第1四半期分は今年度末に発送するため4回分を計上する。浪江町民の着用希望者10,000人を対象としバッジ式線量計を配布する。</p> <p>3ヶ月サイクルで回収・分析し、放射線に関する健康管理を行う。回収後のデータは個人へ郵送し、健康管理手帳へ記載してもらう。町としてもデータの分析を行い、危険箇所や立入制限のための資料として活用する。</p> <p>また、避難指示解除に向け準備宿泊が実施されており、数年ぶりに居住ということが可能となる。町内に居住するには、線量をリアルタイムで正しく知り、それに応じた対応ができるよう努めていく必要がある。そのためにいつでも積算線量の可視化が可能であるDシャトルを活用する。その際、管理機とプリンターを携帯し、実際に滞在している場所に訪問を行うことによって、町民が実際に宿泊滞在中でどのような不安、心配を抱えているのか問題点をとらえ、その改善策を見出すことにも活用する。</p> <p>また、帰還困難区域への立ち入りの際や、町内で活動される方に向けて貸し出しを行うなど、様々な機会をとらえてDシャトルの積極的な活用を図ることにより、装着者本人が町内での被ばく線量を把握することに役立てる。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成29年度></p> <ul style="list-style-type: none">・バッジ式線量計 対象 10,000台（平成28年度は12,000台） <p>バッジ式線量計を3ヶ月ごとに、発送⇒測定⇒回収⇒報告書発送のサイクルで通年測定を行う。</p> <p>測定結果については、各個人へ報告するとともに、町としてもデータ分析を行い、危険箇所や立入制限の検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・Dシャトル 対象 5,000台 <p>町内への準備宿泊を希望する町民へは、バッジ式線量計の他にDシャトルの貸し出しを行う。町内で生活する際はもとより、常に身に付け、専用の表示器にて積算線量を正しくリアルタイムで把握していく。また、訪問を実施しDシャトルの測定データを読み取るとともに説明等を行い、放射線による健康不安の解消を図る。さらに随時、バッジ式線量計からDシャトルへ、装着者へ確認の上切り替えをしていき、最終的にDシャトルのみで個人積算線量の把握をしていくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">・健康管理システム整備、改修および個人線量把握のための結果通知 対象 19,600名 <p>各個人のこれまでの放射線検査結果が閲覧可能である健康管理システムへ平成28年度検査結果を反映させる。また、閲覧のみとなっているシステムに出力可能にするための改修を行い、バッジ式線量計、Dシャトル等の従来の結果を各個人へ通知することにより、個人線量の把握や健康管理に役立てる。</p> <p><平成30年度></p> <p>平成29年度と同じ</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、立ち入りする町民が安心して町内への立入り及び宿泊することができ、ひいては町内での事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策など住民との協働による取り組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。					
関連する事業の概要					

(様式 1 - 3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	内部被ばく検査事業	事業番号	(3) - 23 - 2
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(48, 218 (千円)) 65, 428 (千円)		全体事業費	111, 202 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を各放射線に関する検査により解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。

事業概要

町民の長期的な健康管理を目的として、すべての町民を対象に、内部被ばく検査 (ホールボディカウンター) を実施する。特に、準備宿泊開始等により浪江町内へ立ち入る機会も増えていることから、町として年 1 回の検査を推進している。

平成 23 年に町独自で WBC を購入し、浪江町仮設津島診療所 (二本松市) 内に設置し内部被ばく検査を実施している。次年度以降も検査事業を継続する。また、平成 28 年度に二本松市石倉地区に浪江町仮設津島診療所を移行し、それに併せてホールボディカウンター機器も移設したため、旧検査室等の解体・原状復旧が必要となる。

当面の事業概要

<平成 29 年度>

対象: 全町民

検査場所: 浪江町仮設津島診療所内 (二本松市)

検査実施に伴う、業務委託料及びデータ整理や受付業務などのための臨時職員にかかる経費、検査に係る消耗品などの経費

<平成 30 年度>

平成 29 年度と同じ

地域の帰還環境整備との関係

課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、立ち入りする町民が安心して町内に立ち入ることができ、ひいては町内での事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策など住民との協働による取組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	甲状腺検査事業		事業番号	(3) -23-3
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)		浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(2,951 (千円)) 4,185 (千円)		全体事業費		7,955 (千円)	
帰還環境整備に関する目標						
町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を各放射線に関する検査により解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。						
事業概要						
浪江町仮設津島診療所 (二本松市)、ひらた中央クリニック (公益財団法人震災復興支援放射能対策研究所) (石川郡平田村) において、40 歳以下の町民を対象とした甲状腺検査事業を実施する。さらに、全日本民主医療機関連合会と契約により、当該連合会に加入している全国の医療機関で甲状腺検査を受診できる体制を整備している。 福島県で行っている甲状腺検査は、20 歳までは 2 年ごと、それ以降は 5 年ごととなっている。いまだ除染がされていない町内への立ち入り機会もあることから甲状腺への影響不安については継続的に検査をし、町民の不安払しょくを図る必要があることから、県が検査しない年については町が独自に検査をする。						
当面の事業概要						
＜平成 29 年度＞ 40 歳以下の全町民を対象として検査を実施する。 想定受診人数 (仮設津島診療所) 100 名 (全日本民主医療機関連合会) 50 名 (ひらた中央病院) 100 名 ＜平成 30 年度＞ 平成 29 年度と同じ						
地域の帰還環境整備との関係						
課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、立ち入りする町民が安心して町内に立ち入ることができ、ひいては町内での事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策など住民との協働による取組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	浪江町健康管理検討委員会事業	事業番号	(3) -23-4
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(814 (千円)) 1,101 (千円)		全体事業費	1,814 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を各放射線に関する検査により解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。

事業概要

バッジ式線量計やDシャトルによる外部被ばく線量測定や内部被ばく、甲状腺検査などの各種検査結果をもとに、有識者と町民による浪江町民の放射線健康管理等についての検討会を設置・運営する。それをもとに、放射線に対しどのような対応をしていくことが適切かについて検討し、リスクコミュニケーションに役立てていく。

当面の事業概要

<平成 29 年度>

町民の放射線健康管理についての有識者と町民による検討会を実施する。(委員 8 名程度、年 2 回程度開催)

<平成 30 年度>

平成 29 年度と同じ

地域の帰還環境整備との関係

課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、立ち入りする町民が安心して町内に立ち入ることができ、ひいては町内での事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策など住民との協働による取組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	放射能測定器校正事業	事業番号	(3) -23-5
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(82,580 (千円)) 116,197 (千円)		全体事業費	297,367 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を各放射線に関する検査により解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。

事業概要

平成 24 年度に放射線への不安解消、町民の安心確保のため、浪江町全世帯へ配布した放射能測定器について、性能を維持するため、年 1 回定期的に点検・校正を推奨しており、全世帯へ通知し回収・校正または修繕を実施する。
また、町内防犯対策のため町民へ町が委嘱しパトロールを実施している、防犯見守り隊が常時使用している測定器についても、性能維持のため校正を実施し、継続した町民の安心安全な立入りの機会を確保していく。

当面の事業概要

<平成 29 年度>

全世帯を対象に配布した放射能測定器の機器メンテナンスのための回収・校正並びに修繕を行う。

想定台数：(持込) 2,000 台 (郵送) 2,000 台 計 4,000 台

(見守り隊用) 10 台 計 10 台

<平成 30 年度>

平成 29 年度と同じ

地域の帰還環境整備との関係

課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、立ち入りする町民が安心して町内に立ち入ることができ、ひいては町内での事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策など住民との協働による取組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	水道水に対する住民の不安解消事業	事業番号	(3)-23-6
交付団体	浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)		
総交付対象事業費	(289,789 (千円)) 306,237 (千円)	全体事業費		355,585 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
住民の早期帰還促進に資するべく、町内の 4 ヶ所の取水場 (荻野、大堀、谷津田、小野田) において放射性物質モニタリングを実施し、結果について広く住民に周知し、理解促進を図ることによって住民の一層の安心につなげていく。					
事業概要					
水道水に対する住民の不安を払拭するためには、連続的な放射性物質モニタリング検査を実施し、水道水の安全性を常時監視できる体制を整えることが重要である。このため、町内 4 箇所の取水場にある水道水自動サンプリング機器の保守点検を行う。					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> ・町内 4 ヶ所の取水場における放射性物質の 24 時間モニタリング検査機器の保守点検					
<平成 30 年度以降> 平成 29 年度と同様。					
地域の帰還環境整備との関係					
上記の取り組みにより、町内の上水道の安全性を確保し、住民に広く理解いただくことで、避難住民の早期帰還促進に向け、一層の安心につなげることに寄与する。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	除染検証による線量低減対策事業	事業番号	(3)-23-7
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(115,537（千円）） 371,032（千円）		全体事業費	464,527（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>浪江町は「浪江町復興計画【第一次】」において、避難指示解除時期の想定を平成 29 年 3 月としている。町内へ帰還し放射線量による健康被害を懸念する町民の声を払しょくし、安心安全に暮らすため、様々な取組みを実施し解消をしていきたい。そこで、除染後の家屋等の線量分布をガンマカメラで可視化し、さらに有識者で構成する委員会を実施し、それらのデータを活用しながら放射線のリスクコミュニケーションを活発化させ、町内で暮らすことへの安心感を持ち、帰還への意欲や希望を醸成させることを目的とする。</p>					
事業概要					
<p>当町においては、平成 25 年 10 月より除染廃棄物仮置場が確保できた行政区から順に除染を行っており、終了した行政区の除染後の結果を可視化するため、ガンマカメラによる撮影を実施する。町民に対して除染の効果を示すことで、町民の安全確保に努める。</p> <p>また、それらのデータを活用しながら有識者で構成する委員会を立ち上げ、その都度町民や関係機関を招集し、放射線に対するリスクコミュニケーションの気風を活発化させ、町内で安心して暮らすことができるよう検証を進めていく。</p> <p>なお、本事業は浪江町復興計画【第一次】における、ふるさとを再生していくために必要な取組みとして位置づけ、復旧の加速化、町民の帰還判断への材料として実施する。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 29 年度></p> <p>本格除染の完了した行政区（別紙参照）内において、すべての家屋について順次ガンマカメラでの撮影を行う（約 20 軒/日）。</p> <p>さらに、有識者で構成する委員会でその結果を活用しながら 4 名程度の有識者と町民とで放射能に対するリスクコミュニケーションを図っていく。</p> <p><平成 30 年度></p> <p>平成 29 年度同様</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>当町は、放射線による汚染被害を受け除染をしなければ居住が困難な状態である。帰還に向けては、町民自身の自宅や敷地などの除染結果を知ることは不可欠である。除染後の結果を可視化することにより、町内で暮らすことへの安心感を持つことで町民の帰還促進が期待される。また、町民自身が放射線についての正しい知識を得ることで、リスクコミュニケーションの強化を図り、ふるさと再生を加速化させる。</p>					
関連する事業の概要					
<p>外部被ばく線量測定事業、内部被ばく検査事業、甲状腺検査事業、浪江町健康管理検討委員会事業、水質検査事業など、従前より実施している事業と合わせ、放射線に関する町民の不安軽減に資する取り組みを強化する。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	自家消費野菜等放射能検査事業	事業番号	(3)-23-8
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(21,825（千円）） 49,534（千円）		全体事業費	111,465（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所の事故後、5 年を経過しようとする今も、多くの町民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」はさることながら、普段食事等から受ける「内部被ばく」について不安の声が多く寄せられている。</p> <p>自家消費野菜等の放射能検査体制の整備と検査結果の公表をすることで、食品の安心・安全を確保し、放射線に対する不安軽減を図るとともに、帰町へ向けての意欲を高め、町の復興を加速させることを目標とする。</p>					
事業概要					
<p>町内 1 箇所、二本松市 1 箇所に設置している検査所で、国及び県から貸与された放射能簡易分析装置 6 台と非破壊式放射能測定器 1 台、町で購入したゲルマニウム半導体検出器 1 台を使用し、町民自身が直接摂取・接触する食品（自家栽培野菜、井戸水等）を測定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象者：平成 23 年 3 月 11 日現在、浪江町に住所を有していた方・費用：無料・場所：浪江町役場本庁舎、浪江町役場上竹倉庫事務所（7 月に浪江町役場二本松事務所に移動）・受付日時：平日（日・祝日除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分・測定品目：飲用水（井戸水、わき水など）、避難先での家庭菜園などの農作物、その他の食品（山菜等）、農作物を栽培している農園の土壌（土壌とそこで栽培された作物を一緒に持参された場合のみ検査。土壌のみの検査は不可。）、浪江町内の食品は、避難指示解除準備区域および居住制限区域のもの。・検査対象外：自らが食用とするもの以外、市販されているものや販売予定のもの・申し込み方法：事前に電話、窓口・測定結果の通知方法：郵送、直接窓口受取り、電話受取り <p>以上の条件で測定をおこなっている。</p> <p>また、毎月食品の放射能簡易分析結果を広報へ掲載する。</p> <p>【浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）における位置づけ】</p> <p>Ⅲ復興まちづくり方針</p> <p>1 避難指示解除に向けたまちづくり方針</p> <p>(6)生活環境の確保</p> <p>⑤放射線対策</p> <ul style="list-style-type: none">・放射線による健康被害の未然防止、健康不安軽減のため、食品の安全性や健康に関する検査体制・情報連絡体制の整備や健康相談等の機会の拡充を図ります。					

当面の事業概要	
<p><平成 29 年度以降></p> <p>○自家消費野菜等の放射能検査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 7 月中に浪江町役場上竹倉庫事務所に設置してある検査機器を、浪江町役場二本松事務所に配置換えをする。配置換えの終了後は検査場所を浪江町役場上竹倉庫事務所から浪江町役場二本松事務所に変更し、事業概要のとおり食品等の簡易放射能検査を実施する。浪江町役場本庁舎についても現在の体制を継続して検査を実施していく。 ・なお、検査に要している測定装置については、年 1 回の点検校正業務を行う。 ・検査結果は、毎月広報へ掲載する。 	
地域の帰還環境整備との関係	
<p>自家消費野菜等の放射能検査体制を整備・維持することにより、内部被ばくを未然に防ぎ町民の健康を守るとともに、町民が抱える食への不安を軽減し、食品等に対する安心・安全を確保することにつながる。また、検査結果を公表し、食品の安全性を町民自らの目で確かめることにより、町内での農業再開や帰町後の町民の生きがいがづくり、帰町の判断を迷う方への判断材料などとなり、ふるさとへの帰町意識を醸成させることにつながる。</p>	
関連する事業の概要	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	41	事業名	浪江町認定こども園外構等整備事業（基金型）	事業番号	◆(4)-39-2-1
交付団体	浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）		
総交付対象事業費	(61,052 千円) 63,192 千円	全体事業費	63,192 千円		
帰還環境整備に関する目標					
<p>浪江町の今後の復興を支える人材育成として、保育・教育が果たす役割は非常に大きいものである。浪江町で学ぶことの意味を理解し、復興に密接に関係した保育・教育環境を整えることで、将来の浪江町を支える人材育成の基盤をつくる。そのために、子どもたちが安全かつ安心した学びができるよう、認定こども園を整備する。</p>					
事業概要					
<p>当面の復興拠点として、国道 6 号線と浪江町役場周辺の地域を位置づけており、優先的に生活利便施設や住宅の整備を進めていくこととしている。その地域内にある浪江東中学校敷地内に、認定こども園（定員 30 名）として保育所を建設する。当保育所は、町内にある津島保育所（定員 30 名）の機能を多機能化させ移転するものである。津島保育所は放射線量が高い帰還困難区域にあり、当面再開するめどはたっていない。より安全で安心な保育環境を整備するため、復興拠点内に整備をするものである。</p> <p>機能としては、津島保育所で実施していた一時預かり保育、延長保育に加え、支援センター事業として子育てするうえでの相談業務や援助、親子が交流できる場の提供とその促進などの機能を追加させ、認定こども園として開園させる。</p> <p>定員 30 名のうち、保育所へ通う人数として、3 歳未満児（3 号認定）は 5 名、それ以外（2 号認定）を 10 名、計 15 名と算定した。全体の 5 割を占め、幼稚園と保育園とで共有で利用する場所は（ほふく室、乳児室以外）、全体の 5 割を保育所分として計上することとする。</p>					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年までに準備するもの）					
(6) 生活環境の確保					
③福祉・高齢者・子育て支援施設					
・既存施設の再開や介護・福祉等の一体型センター拠点の整備により、それらの機能を確保します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>					
園庭整備					
(砂場整備、園庭整地)					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>当該整備地域は、国道 6 号線東側の教育施設を集約する地域であり、小中学校との連携した教育や保育環境整備ができる。また付近へは災害公営住宅、仮設商業施設、福祉関連施設などの整備も検討されているため、一体的に帰還環境整備が可能である。</p>					

関連する事業の概要

保育所の複合化・多機能化のほかに、幼稚園の複合化・多機能化を進め、幼保連携型認定こども園として整備をする。

保育所機能のほかに幼児教育機能を有する施設を一体的に整備することで、帰還する保護者の意向を尊重でき、幅広い未就学児保育・教育環境整備を図ることができ、帰還の促進につながると考えられる。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(4) -39-2
事業名	浪江町認定こども園整備事業(基金型)
交付団体	浪江町

基幹事業との関連性

戸外活動に対しての不安から砂場の設置については検討中だったが、放射線量が低下しているため、子どもたちの社会性を育む場として砂場を設置し、設置に伴い園庭の整地もあわせて行う。整備により、子どもたちが安全にのびのびと戸外活動を楽しむことができるような環境を整えるものである。

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	34	事業名	既存工業用地（藤橋地区）を活用した産業団地整備事業	事業番号	(6)-46-2
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(1,060,221（千円） 2,179,756（千円）	全体事業費	(1,060,221（千円） 2,179,756（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
浪江町は、福島第一原子力発電所の北側に低線量な地域と町の中心を有すること、常磐自動車道浪江インターの開通による首都圏や仙台圏へのアクセス向上等の優れた立地条件など非常に高いポテンシャルを有している。これら町のポテンシャルを活かした双葉郡北部の復興拠点としての役割を担い、既存工業用地を活用し早期立地を希望される新たな起業家ニーズに対応する産業拠点整備を行い被災地域での雇用の場の確保を行うことで、地域の復興を担う若い世代の帰町促進を図る。					
事業概要					
既存の誘致企業の資産を活用することで用地取得や造成期間の短縮を図り、早期立地を希望される企業の誘致促進を図る。 浪江町藤橋地区にある、約 12ha（1 団地 1 社）の既存誘致企業が所有する資産を買収し、区画し直し（5 区画化）新たな産業団地としての再整備を図る。 ○建物の解体工事費 ○敷地再造成工事費 ○発注者支援業務					
◎浪江町復興計画（第 1 次） 【計画編 P58】 10) 産業の集積による地域経済の再生 【施策編 P163】 (1) 新たな産業集積による雇用の場の確保 (2) 地域課題の解決に則した産業の集積					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度> 【敷地用地及び既存建屋取得事業】 【建物解体設計委託事業】 【再造成設計委託事業】					
<平成 29 年度> 【再造成工事】 敷地再造成に係る工事（給配水管など施設インフラの敷設替え、共有利用となる構内道の路盤改修、管理道整備工事など） 【施設解体工事】 既存施設等の解体・撤去工事 【施工監理業務】 再整備工事、解体工事業務に対して、監理業務委託を行う。					

地域の帰還環境整備との関係

避難した町民の帰還判断の一つである「雇用の場の確保」への対応が最重要課題とされている。しかしながら東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故に伴い、被災地域の経済基盤そのものが崩壊し震災前の誘致企業も避難先において経営基盤を定着しており、帰還しての操業は非常に難しいとの判断をされている。

一方、被災地において新たに起業を考えている事業者、また震災前より規模を拡大して事業再開を考えている町内事業者もあり、その受け皿となる産業団地の整備が喫緊の課題となっている。

地域経済の立て直しのために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり地域の再生を加速させる。

関連する事業の概要

ふくしま産業復興投資促進特区又は福島復興再生特別措置法による優遇措置。(新規立地企業の法人税5年免除、機械・装置等の投資に係る特別償却・税額控除、被災者雇用給与支給額の10~20%の税額控除、固定資産税等の課税特例)

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	57	事業名	浪江町南産業団地整備事業（基金型）	事業番号	(6) -46-4
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	281,987（千円）		全体事業費	281,987（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
福島第一原子力発電所の北側に低線量な地域と町の中心を有すること、常磐自動車道浪江インターの開通による首都圏や仙台圏へのアクセス向上等の優れた立地条件を活かした双葉郡北部の復興拠点としての役割を担い、新たな産業拠点整備をおこない、若い世代が将来に希望をもてる企業誘致、雇用の場の確保により地域経済の立て直しを図る。					
事業概要					
浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）に位置付けられている「雇用創出エリア」の実現に向けて、浪江町の基礎的条件、企業立地のポテンシャルや企業ニーズ等の把握をおこない、町が目指す産業集積との調整を図りながら浪江町南産業団地を整備する。 <浪江町復興計画【第一次】（平成 24 年 10 月）> 【計画編 P. 58】 10) 産業の集積による地域経済の再生 【施策編 P. 163】 (1) 新たな産業集積による雇用の場の確保 (2) 地域課題の解決に則した産業の集積 <浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）P. 3> 3 帰還開始時におけるまちづくりイメージ図：雇用創出エリア					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> ・用地取得 当該産業団地造成を実施するにあたり、用地の地権者説明・交渉・取得を実施する。 ・立木調査 立木補償算定の基礎となる調査を実施する。 ・立木補償 当該産業団地造成を実施するにあたり、立木所有者に対し立木補償を実施する。					
<平成 30 年度> ・実施設計（南産業団地）					
地域の帰還環境整備との関係					
これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直しのために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり地域の再生を加速させる。					

関連する事業の概要	
------------------	--

ふくしま産業復興投資促進特区又は福島復興再生特別措置法による優遇措置。(新規立地企業の法人税5年免除、機械・装置等の投資に係る特別償却・税額控除、被災者雇用給与支給額の10~20%の税額控除、固定資産税等の課税特例)	
--	--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
-----------------	--

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性	
------------------	--

--	--

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	58	事業名	浪江町北産業団地整備事業（基金型）	事業番号	(6)-46-5
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	188,611（千円）		全体事業費	188,611（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
福島第一原子力発電所の北側に低線量な地域と町の中心を有すること、常磐自動車道浪江インターの開通による首都圏や仙台圏へのアクセス向上等の優れた立地条件を活かした双葉郡北部の復興拠点としての役割を担い、新たな産業拠点整備をおこない、若い世代が将来に希望をもてる企業誘致、雇用の場の確保により地域経済の立て直しを図る。					
事業概要					
浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）に位置付けられている「雇用創出エリア」の実現に向けて、浪江町の基礎的条件、企業立地のポテンシャルや企業ニーズ等の把握をおこない、町が目指す産業集積との調整を図りながら浪江町北産業団地を整備する。 <浪江町復興計画【第一次】（平成 24 年 10 月）> 【計画編 P.58】 10) 産業の集積による地域経済の再生 【施策編 P.163】 (1) 新たな産業集積による雇用の場の確保 (2) 地域課題の解決に則した産業の集積 <浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）P.3> 3 帰還開始時におけるまちづくりイメージ図：雇用創出エリア ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> ・用地取得 当該産業団地造成を実施するにあたり、用地の地権者説明・交渉・取得を実施する。 ・立木補償 当該産業団地造成を実施するにあたり、立木所有者に対し立木補償を実施する。 ・埋蔵文化財本調査 教育委員会で平成 29 年 5 月に実施予定している埋蔵文化財試掘調査の結果により、当該調査を実施する。 ・実施設計 基本設計の成果を基に、諸施設の計画設計・宅地造成実施設計等を実施する。					
<平成 30 年度> ・造成工事					
地域の帰還環境整備との関係					
これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰還判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直しのために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり地域の再生を加速させる。					

関連する事業の概要

ふくしま産業復興投資促進特区又は福島復興再生特別措置法による優遇措置。(新規立地企業の法人税5年免除、機械・装置等の投資に係る特別償却・税額控除、被災者雇用給与支給額の10~20%の税額控除、固定資産税等の課税特例)

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	59	事業名	請戸地区水産加工団地整備事業	事業番号	(6)-46-6
交付団体	浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）		
総交付対象事業費	82,776（千円）	全体事業費	862,023（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
福島県や浪江町では、請戸地区の地域産業を牽引してきた水産業の再生に向けて、請戸漁港全体、荷捌き場や漁業関連施設等の整備に取り組んでいるところである。浪江町の水産業を一体的な再生を加速化するためには、水産物仲買業や水産流通加工業の復旧が急務である。請戸漁港後背地に水産流通加工施設が集積する産業整備拠点を形成し、雇用の場を確保し、地域産業の振興及び住民の帰還促進を図る。					
事業概要					
●請戸地区水産加工団地整備事業 浪江町復興まちづくり計画において、請戸漁港後背地の雇用創出エリアとして予定されている地域のうち、水産加工業者 4 社を想定した用地面積 3.8ha を造成整備するため、用地買収、用地測量、地質調査及び設計策定を行う。					
＜浪江町復興まちづくり計画＞ Ⅲ まちづくり方針 (10) 津波被災地の復興 ③津波被災地地域の土地利用 雇用創出エリアの整備、請戸漁港後背地の水産業施設用地の確保					
＜浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業報告＞ 水産加工流通業者の再開、加工施設や直売店等設置による販路の確保や雇用創出					
＜請戸地区水産加工団地整備計画＞ 水産加工団地に係る整備計画全般 水産加工団地予定地の位置及び面積等の提示 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 28 年度＞ 水産加工団地整備計画策定					
＜平成 29 年度＞ 加工団地造成に向けての必要な用地買収、測量、地質調査、設計等に着手 加工団地用地の造成					
＜平成 30 年度以降＞ 水産加工業者公募及水産加工施設建設工事着手（財源：東日本大震災復興交付金）					
地域の帰還環境整備との関係					
請戸漁港周辺域では、漁港整備事業が平成 30 年度完了を目指し進行中であり、また荷捌き場及び漁業関連施設等建設予定があり、水産業の一体的な再生に繋がる。当該水産加工団地整備事業は、その水産業再生にも連なり、さらなる住民の帰還、雇用創出や地域産業の振興に大きく寄与するものである。					

関連する事業の概要	
浪江町水産共同利用施設整備事業（荷捌き場他、漁業関連施設等の詳細設計策定及び建設） 荷捌き場、上架施設、漁具・倉庫、貯氷・冷蔵施設他の整備	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	9	事業名	浪江町事業者等向け浄化槽導入等支援事業	事業番号	(6)-48-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（間接）	
総交付対象事業費	(117,787（千円） 134,263（千円）		全体事業費	(117,787（千円） 134,263（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
浪江町の復興・再生には産業の再開が不可欠であるが、町内の事業者にとって下水道インフラ修復が遅れていることが事業を始める上で障害となっているため、各事業所等の浄化槽を設置して下水処理を行う環境を整備することにより、町内での事業者の再開を促進するため、平成 26 年度、平成 27 年度により浄化槽導入支援を行ったが、設置地区において町下水道が復旧したことにより、設置浄化槽の撤去等を実施する。					
事業概要					
町内の下水道管の復旧により、設置された浄化槽の撤去を行う。					
当面の事業概要					
設置浄化槽の撤去等の実施 撤去予定事業者数 10 事業者 (平成 26 年度設置事業者 5 事業者 平成 27 年度設置事業者 5 事業者)					
地域の帰還環境整備との関係					
町内下水道復旧により、町内での事業再開が促進され、ひいては住民の帰還に向け、生活上必要な商業施設の確保や雇用の維持の確保を図る。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	